

## 第40回接続委員会 議事概要

日時 平成29年4月11日(火) 16:30~17:30  
場所 総務省10階 共用10階会議室  
参加者 接続委員会 相田主査、池田委員、佐藤委員、関口委員、高橋委員、  
森川委員、山下委員  
総務省 巻口電気通信事業部長、竹村事業政策課長、  
安東事業政策課調査官、堀内事業政策課市場評価企画官、  
藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、  
柳迫料金サービス課課長補佐、川野料金サービス課課長  
補佐、豊重料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

- |  |
|--|
| <p>① <u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の新設及び改定等）</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 総務省から資料1から資料4までについて説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。</li><li>○ その結果、報告書(案)のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。</li></ul> |
| <p>② <u>第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の平成27年度算定期間の接続料の変更の届出の概要</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 総務省から資料5について説明が行われた。</li></ul>   |

### 【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成29年度の接続料の新設及び改定等）について
- 佐藤委員  
現行の接続ルールに照らして、今回の申請は認可することが適当ということで、今後、トラヒックの減少や自己資本比率の上昇等により、将来的に接続料が上昇することが懸念されるが、その点については、考え方の中で、総務省として検討課題をしっかりとあげており、今後議論していけばよいと思う。  
質問としては、1点目が、NTT西日本の方がNTT東日本よりも接続料の上昇率が高いが、これは需要減の影響なのか、それ以外にも費用の増加等、何らかの要因があるのか。  
2点目が、新規サービスの値付けについて、サービス開始初期に既存トラヒックが少ない場合には接続料が高くなってしまう。しかし接続料は、NTT東日本・西日本の同種のサービスの料金水準と同等になるように算定すると理解しているが、新規サービスについてもNTT東日本・西日本と同様のサービスの接続料は同額にするということではどうか。
  - 事務局  
1点目については、基本的にはNTT西日本の方が需要の減少幅が大きいとい

う要因がある。費用に関しては、資料1の9ページにあるとおり、専用線の接続料について、専用線ノード装置の更改時期の東西でのずれにより、平成29年度接続料においては、NTT西日本の方が費用が高くなっている影響で、接続料原価も高くなっている。

2点目については、今回の接続料算定においては、同等のサービスは同等の料金で利用できるようにするという観点から、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の需要に同じ優先クラスのパケットを流すNTT東日本のフレッツ光ネクストプライオ（NTT西日本においては、フレッツ光ネクストプライオ相当のサービス）の需要も合算することで、フレッツ光ネクストプライオとの関係においてNTT東日本・西日本利用部門と接続事業者の同等性を担保した。ただし、新規サービスであり、事前の需要予測が難しいことを考慮して、実績が確定した時点での事後精算の規定を設けている。

○ 相田主査

フレッツ光ネクストプライオは今回から優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能と需要を同一にしたということだが、従来はどうなっていたのか。

○ 事務局

接続約款上のメニューとしてではなく、未アンバンドル機能として算定されていた。

○ 相田主査

未アンバンドル機能として、帯域換算係数等のポート実績トラフィック比によってコスト配賦されていたという理解でよいか。

○ 事務局

然り。地デジ再送信等の費用と一括りで接続料原価から控除されていた。

○ 相田主査

フレッツ光ネクストプライオから見ると、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能が追加されたことにより、従来よりも割高になったということか。

○ 事務局

従来は、未アンバンドル機能として地デジ再送信等と一緒に費用が算定されていたため、今回フレッツ光ネクストプライオからみればそうなる。

○ 相田主査

帯域換算係数については、別途見直しの検討をする必要がある。

○ 山下委員

まず、資料1の33ページについて、ドライカップの接続料原価に関し、調整額の一部を繰り延べたのはなぜか。

次に、平成29年度の調整額を平成30年度に繰り延べるということだが、平成30年度の接続料水準で繰り延べによる調整額の増影響を吸収できるのか。

最後に、繰り延べ分の調整額について、繰り延べる期間の利子は発生しないのか。

○ 事務局

まず、1点目について、資料3及び資料4の3条許可申請書に記載されている

とおり、調整額による接続料の急激な上昇を緩和するため、NTT東日本・西日本において、調整額の一部を平成30年度の接続料原価に繰り延べて算定することとし、3条許可申請をした。

また、NTT東日本・西日本によると、今回の接続料の上昇はドライカップの大規模利用事業者によるメタル電話サービスの撤退による需要の減少と自己資本利益率の上昇による報酬額の増加という一時的な要因によるものであったため、平成30年度以降はその要因による影響が定常化することが見込まれることと、平成28年度に実施した償却方法の見直しによる費用の低減効果が見込まれることから、平成30年度の接続料については、繰り延べによる調整額の増影響を抑制できるものと考え、平成29年度の接続料水準から大幅には変動しないものと想定している。

3点目について、繰り延べ分の調整額について、利子は発生しない。

○ 池田委員

今後、スタックテストの要件を満たさない水準となった場合の対応については、検討するのか。

○ 事務局

スタックテストの要件を満たさなかった場合の対応については、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申（平成29年3月28日情報通信審議会）において、「具体的な対応を明確にする必要」があるとされており、今後総務省において検討していく。

○ 高橋委員

耐用年数の見直しについては、見直し自体にコストがかかるため、あまり頻繁に実施するものではない。総務省として、どの程度のスパンで見直しを検討するかについて考えはあるか。

○ 事務局

考え方16にあるとおり、基本的には最新データを更新していくことが望ましいが、頻繁に検証するのは事業者の負担になることも確かであるので、事業者の負担にならないよう配慮しながら、ということになる。今回はLRICモデルで推計した耐用年数よりも伸びていたことを契機として、NTT東日本・西日本に報告を要請したものであるが、今後も実態と乖離があると判明すれば、適宜耐用年数の見直しの検証のため、推計を要請するということになる。

○ 佐藤委員

耐用年数には、2種類あると考えている。

一つは、例えば耐用年数10年の設備を100年使用しているような場合には、あまり頻繁に推計を行っても耐用年数は変わらないと思う。

しかし、耐用年数30年の設備を導入したばかりの時点においては、いつまで使用できるのかデータがないため、見直すことによって実態に近づく可能性が比較的高いと思う。

○ 相田主査

多くのご意見をいただいたが、報告書（案）の内容について、変更すべきとの意見はなかったと考える。それでは、4月14日（金）開催予定の第78回電気通信事業部会において、本報告書（案）のとおり報告することとする。

② 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の平成 27 年度算定期間の接続料の変更の届出の概要

○ 佐藤委員

$\beta$  値の見直しには、2つの期待がある。一つは、接続料が低廉化すること。もう一つは、事業者ごとの接続料が近づくということ。とりあえず、接続料が下がったということで良かったと思う。

以上